

要配慮個人情報の取得制限の例外事項に係る意見の聴取について

第 1 要配慮個人情報に係る条例改正について

1 概要

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の一部改正を踏まえ、山梨県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の一部改正を行い、取扱いに特に配慮を要する個人情報を新たに「要配慮個人情報」として規定するとともに、原則として取得することを禁止した（平成 29 年 10 月 20 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）。

2 改正内容

(1) 要配慮個人情報の定義の新設（条例 2 条 3 項）

資料 2 「要配慮個人情報について」のとおり 11 項目の個人情報が要配慮個人情報として規定された（条文については、参考資料 1 を参照のこと。）

(2) 要配慮個人情報の原則取得禁止（条例 5 条 3 項）

改正前に既に原則取得禁止とされていた 4 項目（「人種」、「信条」など）に加え、今回新たに 7 項目が原則取得禁止の対象として追加された（資料 2 「要配慮個人情報について」～）。

3 取得制限の例外

知事、教育委員会等の実施機関が、上記要配慮個人情報のうち新たに追加された 7 項目の個人情報を改正条例施行後（平成 30 年 4 月 1 日以降）も引き続き取得して事務を行うためには、次の例外規定のいずれかに該当する必要がある（条例 5 条 3 項 1 号～ 3 号）。

- ア 法令（国の法律、政令、府省令その他国の機関が定めた命令、本県の条例及び当該条例の委任を受けた規則）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の指示等に基づくとき
- イ 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき
- ウ 山梨県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めるとき

上記ア及びイに該当しない事務について、ウの審議会の意見を聴く必要がある。具体的には、要配慮個人情報を取得して事務を行う実施機関が、当該事務

の概要、取得しようとする個人情報、利用目的及び取得理由等について、審議会に対し説明し、その取扱いが適当であるか否かを諮ることとなる。

今回の条例改正に伴う意見聴取の対象とする事務は、上記ア及びイに該当しない事務であって、要配慮個人情報の11項目のうち新たに取得制限の対象となる7項目を取得して行う事務である。

なお、残りの4項目の個人情報（「人種」、「信条」など）については、条例改正前から取得制限されており、改正後も改正前と同じ例外規定により取得可能と考えられるため、今回の条例改正に伴う意見聴取の対象としていない。

第2 意見聴取の申込み及び形式について

1 意見聴取の申込みの経緯

改正条例の施行（平成30年4月1日）に向けて、平成29年10月～11月に、各実施機関に対し、要配慮個人情報の取得制限の例外事項に係る審議会の意見の聴取の申込みについて照会したところ、知事、教育委員会、警察本部、地方独立行政法人山梨県立病院機構及び公立大学法人山梨県立大学から、合計144事務の申込みがあった。

1件ごとに事務の所管課による説明とその後の審議を行う方式は採り難いため、次のような整理を行った。

2 意見聴取の形式

(1) 「類型事項」に係る意見聴取と「個別事項」に係る意見聴取

「類型事項」に係る意見聴取は、複数の所属で共通して行われる取得事務をまとめて一つの例外事項として認めるか否かを諮るものであり、「類型事項」として適当と認められる場合、類型事項に該当する事務については以後審議会の意見聴取は不要となる。

「個別事項」に係る意見聴取は、類型事項に該当しない事務であり、個別の事務ごとに取得を適当とするか否かを諮るものである。

本県ではこれまでも、この2種類の区分により意見聴取を実施してきた。

取得制限の例外事項に係る意見聴取を実施して適当と認められた既存の類型事項は10、個別事項は0である（参考資料2参照）。

(2) 今回の意見聴取における分類

今回の意見聴取に当たり、資料3のとおり、既存の類型事項に追加するものを類型事項1～3及び類型事項7～9として、新規の類型事項を設けるものを類型事項11～14として、新規の個別事項を設けるものを個別事項1～4として分類した。

A 既存の「類型事項」に追加するもの

既存の類型事項を取得の根拠としている事務について、要配慮個人情報の対象項目（取得制限される項目）が11に増加することに対応して対象項目を追加し、その当否に係る意見聴取を実施する必要があるものが生じると考えられる。

例えば、県民からの相談を受け付ける事務において本人から提供された個人情報については、現在、「人種及び民族」等4項目（改正前の取得制限項目の全て）の取得が類型事項1〔相談、陳情、要望等〕として認められているが、条例改正により7項目を追加し、11項目全てについて取得することを認める必要がある場合である。

Aの分類に該当する具体的な事務としては、65事務（[参考資料3](#)整理番号1～65）が存在する。

B 新規の「類型事項」を設けるもの

新たに取得制限がかかる7項目を取得する事務のうち、Aの措置では対応できない場合があり、この場合に対応するため、新規の「類型事項」を設定し、その適否について意見を聴くものである。

Bの分類に該当する具体的な事務としては、75事務（[参考資料4](#)整理番号66～140）が存在する。

C 新規の「個別事項」を設けるもの

A及びBの措置によっても取得を根拠づけることができない場合があり、この場合に対応するため、新規の「個別事項」を設定し、その適否について意見を聴くものである。

Cの分類に該当する具体的な事務としては、4事務（[参考資料5](#)整理番号141～144）が存在する。

(3) 意見聴取の実施

今回意見聴取の申込みのあった事務について上記A～Cの観点から[資料3](#)のとおり類型事項及び個別事項を整理したので、その取扱いが適当であるか否かに関して各委員の質問、意見等を伺うこととしたい。